

## イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

浜 林 正 夫

### 一 はじめに

#### (1) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

最近のイギリス革命史研究の目立った動向のひとつは、革命による社会的変革の過大評価をいましめ、むしろ、革命にもかかわらず一貫するイギリス社会の連続性を重視する点にある、といつてよいであろう。こういう傾向は、一九三〇年代四〇年代の研究動向に対する反動として、一九五〇年代の中ごろから次第に顕著になってきたもののように思われるが、こういう力点の移動は、革命をひとつの「間奏曲」にすぎないものとみるトレヴァ・ローバーのような政治的保守主義者だけにとどまらず、革命期の土地問題にかんするサースクやハバカクなどの実証研究や、エヴェリットその他の革命期の地方史研究

にもみられるところであり、あるいはさらに、「革命の世紀」(一九六一年)以後のクリストファ・ヒルにおける「自然の支配者」の役割の重視や、わが国のイギリス史研究者のあいだで大きな注目をひいたペリー・アンダースンの地主支配にかんする問題提起にも、ある意味では共通にみられる特徴だといえるように思われる。革命政治史における「ミドル・グループ」の役割の強調も、革命思想史におけるピュウリタニズムからリベラル・ヒューマニズムへの重点の移行も、同じような問題関心のあらわれとみてよい。

だが、いったい、「連続」していたものは何であったのか。どのような革命においても、何かは連続し、何かは断絶している。そのいずれを重視し、いずれを軽視す

るかは、もとより研究者の関心のおきどころによって異なるであらうし、これまでの市民革命史研究が一般に革命による断絶の側面のみを重視してきたことを反省すれば、連続の側面の再評価もあながち不当とはいえないことはいうまでもない。しかし、一見「連続」しているようにみえるものなにも、たちいて検討してみると、あるいはやや長期的にみてみると、外見上の連続性にもかかわらず、内部的には根本的な質的变化をふくんでいるというばあいも少なくないであらう。そのもっとも明白な例はイギリスの君主制という政治形体であるが、イギリスの社会構造の最大の特徴とみなされている地主支配のしくみについても、その外見上の連続性(このことの理由も大きな問題であるが)にもかかわらず、その性格と役割が絶対王政期から一九世紀末にいたるまで不変のものであったとは、とうてい考えることはできない。それではいったい、イギリスの社会構造の連続性の最大の支柱ともいべきこの地主制は、どういう時点でどういう変質をとげながら、みずからを維持しつづけてきたのであろうか。

この問題はきわめて大きな範囲にわたる問題であって、

ここで簡単に答えられるようなものではない。ここではこういう大問題を念頭におきながら、これに答えるためのみず第一着手として、市民革命以前の地主制に視野を限定することとしたい。しかも、時代的にこのように視野を限定してもなお、全体として地主制の性格と役割をあきらかにするためには、政治史や思想史にもわたる広汎な分析が必要であらうし、それらを一応捨象して目を経済史にのみむけるとしても、たんに農業だけではなく、それ以外の諸産業——とくに毛織物工業や鉱山業や貿易——と地主との関係を考慮にいれてこなければならぬであらう。しかし本稿でそこまで論ずることはとうてい紙数がゆるさないので、それらの点については別の機会にまつこととしたい。したがって本稿での分析は、時代的にはほぼ一六世紀後半から一七世紀前半まで、また対象としては地主(身分的には貴族とジェントリ)の農業経営に、限定される。

周知のようにトリーニーの「一六世紀の農業問題」をはじめとして、この時期のイギリス農業史研究は内外ともきわめて高い水準を誇っており、おそらくこの時期はイギリス農業史の全体のなかでこれまでもっとも研究

(3) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

の集中していた時期であったといつてよいであろう。しかし、かつてハバククものべたように、研究者の多くはその視角を「農民の敗北」という点においており、「領主、すなわち大土地所有者、の勝利」という点にはおいていなかった<sup>(1)</sup>。わが国におけるこの時期のイギリス農業

史にかんする研究も、農民層分解という観点からのものがほとんどであり、それに対応する地主制の性格や役割に焦点をあてた研究はきわめて少なく、ましてこの時期の地主制を一八、九世紀の地主制との関連でどうとらえるのかという問題意識ははなはだうすかったといわなければならぬ。もちろんわたくしも、農民層分解という視点が不必要だとか、軽視してよいとがいつているのではない。それをふまえたうえでなおかつ、それに対応する地主制の構造分析がこころみられなければ、市民革命の位置づけも産業革命への展望も、きわめて不十分なものとならざるをえないのではないかと考えるのである<sup>(2)</sup>。

(1) H. J. Habakkuk, *La disparition du paysan anglais, Annales, économiques, sociétés, civilisations*, 1965, no. 4, p. 649.

(2) 日本地主制史研究においても、資本主義と地主制との

関係を一面的に固定化してとらえた講座派の欠陥を反省しつつ、地主制の段階的推移という視角が提起されているが、このことはイギリス地主制史研究にも大きな示唆を与えるであろう。とりあえず、中村政則「日本地主制史研究序説」(一橋大学研究年報「経済学研究」12、一九六八年)序章 参照。

なお研究史との関連でもうひとつつけ加えておくとしたら、この時期の地主にかんする研究は周知の「ジェントリ論争」にかかわらざるをえないのであるが、ジェントリが「勃興」したのか「没落」したのかという性急な断定は、もちろん慎まなければならぬ。それよりもむしろ、ここでとりあえず課題とすべきはジェントリの多様性をあきらかにすることであろう。ジェントリの多様性ということとは、いままでにもかなりいわれてきていることであるが、しかしこれまで指摘されてきたのはいわば量的な多様性であって、収入の多少とか所有マナ数の多少とかにとどまり、その質的な多様性についてはまったくふれられてこなかったといつてよい。わたくしは知るかぎりでは、吉岡昭彦氏がかつてジェントリのうち寄生地主、耕作地主、過渡的近代的地主、近代的地主という四つの範疇がふくまれていると主張されたのが、

ジェントリの質的多様性にかんする唯一の問題提起であったように思うが、この吉岡氏の提起はその後うけつがれることなく今日にいたっているといわなければならぬ。こういう四つの範疇区分が正しいかどうかはともかくとして、いずれにせよジェントリとよばれる階層のこういった質的な多様性をときあかすことなしには、ジェントリ論の前進もありえないであろう。この問題の解明もまた本稿のはたすべき課題のひとつである。

(1) 吉岡昭彦「一七世紀イギリスの『耕作地主』について」(『社会科学研究』第七卷六号、一九五六)。この論文はのち同氏の「イギリス地主制の研究」(未來社、一九六七年)に収録された。

## 二 地主経営の諸類型

この時期の地主の経営にはさまざまなタイプがあり、その様相はきわめて複雑である。むしろその複雑さがこの時期の地主制の最大の特徴であるといってもよいであろう。そこでこの複雑さを整理し、一応の見通しをつけるためには、いくつかの類型を設定するという方法が有効であると思われるのであるが、そのばあい、類型設定

の基準としてとりあえず考えられるのは、(イ)所有地を直接経営しているか、それとも貸付けているか、(ロ)自分の所有地以外に借地しているかどうか、ということであって、この二つの基準の組合せからまず四つの類型が考えられるであろう。

まず第一は所有地の全部または大部分を貸付けているタイプで、これは「地代生活者 (rentier) 型」と名づけることができるであろう。この時期の貴族にかんするストーンの研究は、地主としての貴族にかんしてもいくつかの興味ふかい指摘をおこなっているが、そのひとつは、かなり多方面にわたる投資・企業活動にもかかわらず、当時の貴族の収入の大部分が土地からの収入であるということであり、もうひとつは、この土地からの収入のうち(1)の大部分が地代収入であって、直営地収入は、これに現物地代の売りあげ分をふくめても、総収入の五ないし一〇パーセント程度であろう、と推定されていることである。(2) もちろん個別的には例外的なケースはいろいろあり、たとえばステュアート朝の宮廷にふかくはいりこんだバックingham公やストラフォード伯のばあいには、総収入中に占める土地収入の比はいちじるしく低く、官職

(5) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

	貴族数	平均総収入	平土地収入	物価指数	マナ所有数平均	40をもつものマナ以上	10をもつものマナ以下
1559年	63	£2,380	£2,140	100	54	39	2
1602年	58	£3,360	£3,020	179	39	19~21	5
1641年	121	£6,030	£5,200	219	25	23	38

収入や関税請負収入などが総収入の半分ないし六割を占めている<sup>(3)</sup>。あるいはのちにみるように、貴族のなかでも大規模な牧羊経営をいとなんでいるものもあり、あるいはトリーナーがあげているいくつかの例のように、新しい時代の動きに対応してみずから企業活動へ進出していったというケースや、ライオナル・克蘭フィールドのように商人として成功することによって貴族の地位をうるといふばあひもあったことは、周知のところであろう。しかし、数的にいえば、おそらく大多数の貴族は、ストーンが概括したように、主として地代収入に依存し、ますます不在地主化しつつあった「地代生活者型」であったとみて誤りはないであろう。

(1) ストーンの付表から地主としての貴族の性格

をしめすいくつかの指標をめぐりまして一覽表にしてみると上の表のようになる。

L. Stone, *The Crisis of the Aristocracy, 1558—1641*, Oxford, 1965, Appenlixes, VI, IX, XI より抽出。土地収入が総収入の八・九割にたつたことに注意。

(2) *Ibid.*, p. 302.

(3) Cf. J. P. Cooper, *The Fortune of Thomas Wentworth, Earl of Strafford, The Eco. H. R.*, 2nd ser. XI, 2, 1958, pp. 245—246.

(4) Cf. R. H. Tawney, *The Rise of the Gentry, 1558—1640*, in E. M. Carr-Saunders ed., *Essays in Economic History*, London, 1954, vol. I, p. 186 (浜林正夫訳「シェントリの勃興」未来社、一九五七年、三五—三六) ここでトリーナーがあげている例は、「スメンサー卿の牧羊業、ブルードネル、ハンティンドン、セエ・アンド・セル卿らの土地囲込み、ノーサンバランド伯やウィームズ伯の炭坑、そしてとくに、ラッセル家が遂行した壮大な再建」であり、これらは「既成の財産」によりかかっているニューカッスル伯やペンブルック伯と対照的に、時代の波にのつたものとしてとらえられている。ストーンの研究はこういう評価に再検討を要請しているように思われる。

シェントリのばあいにはこのような概括は困難であるが、少なくともシェントリの一部にこのような「地代生

「活者型」が存することは疑問の余地はない。もっとも、貴族のはあいをもふくめて、地主の大多数がその土地の一部を自家農場(ホーム・ファーム)として直接経営していたこともまた事実であって、<sup>(1)</sup>まったく地代収入にのみ依存しているというケースはそれほど多くはないであろう。しかしこの自家農場は主として自家消費用の穀物生産のためのものであり、貴族や大ジェントリのばあいには使用人をふくむ家族数は数十名からときには二〇〇名以上にもたったから、<sup>(2)</sup>自家農場の規模もときには数百エーカーにおよぶこともあったが、一般的にはその規模はせいぜい二〇〇エーカーどまりであり、自家農場の生産物が市販されるばあいも、その収入は総収入の二、三割程度であったと推測される。ヨークシャーのジェントリにかんするクリフの研究によれば、自家農場の規模はふつう五〇エーカーから二〇〇エーカーくらいまでといわれており、<sup>(3)</sup>またかれがあげているいくつかの事例から直営地収入の総収入に対する比率を計算すると、一〇パーセント前後から、多いばあいでは三〇パーセント強である。<sup>(4)</sup>デヴォン

いる中小ジェントリの姿をきかだけつらぬ。<sup>(5)</sup>

(1) Cf. J. Thirsk ed., *The Agrarian History of England and Wales*, vol. IV, 1500—1640, Cambridge, 1967, p. 675.

(2) 貴族の使用人数については L. Stone, *op. cit.*, p. 212, ジェントリの数はしばしば J. T. Cliffe, *The Yorkshire*

*Gentry from the Reformation to the Civil War*, London, 1969, pp. 385—386.

(3) *Ibid.*, p. 50.

(4) *Ibid.*, p. 56 における事例はごのとる。

調査年 自家農場 総収入  
収入(A) (B) A/B

J. Constable	1653	201	651	30.8%
J. Yavasour	1653	33	81	37.5
C. Thimbleby	1653	51	430	12.7
W. Rokesby	1651	58	583	10.3
H. Tempest	1642	40	658	6.1
P. Constable	1642	144	1,573	9.2

(5) W. G. Hoskins and H. P. R. Finberg, *Devonshire Studies*, London, 1952, pp. 334—365. ハリドモはたれつらぬマンベィ家やコートニイ家のはあいなどは自家農場収入の比重はもっと高く、総収入の約半分である。

クリフは「一般的には所領が大きければ大きいほど農業経営による利潤からの収入の割合は小さくなる」といえ

(7) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

る<sup>(1)</sup>』といっているが、たしかにたとえばサフォークのペイコン家のようにもっぱら土地を買いいれて地代の総額をふやすという経営方針をとったばあいには、自家農場収入の比重はまったくネグリジブルなものとなるであろう<sup>(2)</sup>。しかし自家農場をもつかもたないかは所領の大小とは関係がないようであり、小地主のばあいでもその所有地をすべて貸付地としているケースもみいだされる<sup>(3)</sup>。いずれにせよ、自家農場の有無にかかわらず、このタイプの地主は収入の大半を地代に依存し商品生産には直接にはあまりかかわらないから、収入をふやす道は地代の引上げか所有地の拡大しかありえなかった。一六世紀後半から一七世紀前半にかけては、周知のように地代の大幅な上昇のみられた時期であったから、このタイプの中小地主も繁栄を誇ることができたけれども、この時期がすぎたのちには、ストーンが指摘しているように大土地所有の優位性が復活することとなり、このタイプの地主のうち中小のものは苦況におちこむこととなるであろう。

(1) J. T. Cliffe, *op. cit.*, p. 57.

(2) ヤンソン著、J. T. Cliffe 訳、A. Simpson, *The Wealth of the Gentry, 1540—1660, East Anglian Studies*, Cambri-

dge, 1961, pp. 28—114. 自家農場からの収入は一五五六

年に七十一ポンドであるが、それ以後は記録されていない。

(3) ナンキントン著、J. W. Clay 訳、*Yorkshire Royalist Com-position Papers* (Yorkshire Archaeological Society), London, 1893—1896 のなかから、このタイプと認められるいくつかの事例をひろいだしてみると、つぎのとおりである。これらのばあい、とくに注記のあるものを除き、本領地が自営されているか貸付けられているかは断定しえなすが、自営としてもその総収入中に占める割合はおおむね二三〇パーセントである。

年収計

(6) C. Hyldiard (Winestead) 541-18s-2d

収入内訳

自由保有地地代	15s-4d
定期借地地代	本領地 51
(12人x7)	小作地 49l-3s-2d

(9) F. Layton (Rawden) 379l-0s-0d

自由保有地地代	21-5s-0
定期借地地代	376l-15s-0
(70人x7)	

(40) T. Beaumont (Whitley) 463l-15s-5d

本領地	90l
貸出地代	250l
継承権	180l
自由保有地地代	0-15s-5d

	炭坑	151
	水車	81
(167) M. Fawkes (Farnley)	1221-0-0	
	抽出地代 (4人)	361-10s-0
	旧地代 (13人)	201-15s-0
	本領地 (146ヘーカ)	611-11s-81
	その他	151-10-0
(246) H. Calverley (Calverley)	5051-0-0	
	本領地	1601
	抽出地代	2601
	他マナの土地から	851

(番号は史料中の整理番号、内訳と合計が合わないものもあるが原文のまま)  
 (4) L. Stone, *op. cit.*, p. 333.

つぎに第二の類型として考えられるのは「大経営型」ともいうべきタイプである。この時期のイギリスでは地主直営の大経営には穀物生産はほとんどなく、圧倒的に牧畜経営、とくに牧羊経営であって、その事例はこれまでにかなり紹介されているから、<sup>(1)</sup>ここでは省略する。こういう大経営は自家農場と、たんに経営規模において異なるのみでなく、商品生産を主目的とするという点で質的な差をもち、総収入中に占める直営地収入の比重もテン

ブル家のばあいには八〇パーセント、トレシャム家やスペンサー家などのばあいも六〇ないし七〇パーセントにたっして<sup>(2)</sup>、直営地がこれらの地主経営の基幹部分となっていることはあきらかである。ところでこういう地主の大経営にかんしては研究者のあいだでその評価について見解の対立がある。たとえばトニーはこういう大経営を貴族・ジェントリのブルジョア化としてとらえ、新興の貴族・ジェントリをその担い手と考えるのであるが、ストーンは新興貴族のスペンサー家を上回る牧羊経営の例として旧貴族のノーフォーク公のばあいをあげ、これらの大経営は家系の新旧には無関係であり、むしろ宮廷との関係の有無が重視されるべきであるといひ、ときには一種の封建反動として大経営がいともなまれたばあいもあることを暗示している。<sup>(3)</sup>わが国ではこういう貴族・ジェントリの大経営に領主のブルジョア化(いわゆるプロシア型の道)をみいだす見解が堀江英一氏らによって提起され、これに対して山之内靖氏が、こういう領主の自己経営を強調するのは「実態を歪曲した過大評価」であり、個別事例としてそのような存在をみいだすことは容易であらうが、一六、七世紀のイギリス農業史の基本的傾向



(9) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

は領主の直接経営ではなく本領地貸出しにあった、という批判を加えている。<sup>(4)</sup>

(1) まとまったものとしては堀江英一編「イギリス革命の研究」(青木書店、一九六二年)第三章(松村幸一氏担当)

参照。

(2) 同書 一五七ページ参照。

(3) Cf. R. H. Tawney, *loc. cit.*, L. Stone, *op. cit.*, pp. 297—299.

(4) 山之内靖「イギリス産業革命の史的分析」(青木書店、一九六六年)一四〇ページ。

このような大経営をいとなんでいた貴族やジェントリが数的にいて全体のうちどのくらいの割合を占めていたのかはあきらかではないが、一般の農民の牧羊経営に比べればこれらの大経営はケタ違いに大規模な経営であったから、羊毛総生産中に占めるこれらの大経営の比重はかなり高かったと考えてよいであろう。しかしこれらの大経営がそのまま資本主義的な大農経営へ移行したと考えるのはあきらかに誤りであって、一六二〇年代三〇年代にこれらの大経営がいずれも大幅に縮小ないし消滅し、地主の経営が直接経営から貸出しに転換したことは、すべての研究者が一致して指摘しているところであ

<sup>(1)</sup>。そのばあい、直営放棄の理由としてやはり一様に指摘されているのは、一六二〇年代以降の羊毛価格の低落ないし停滞であるが、フィンチが注記しているように、羊毛価格のみでなく羊肉価格や羊以外の家畜のことも考慮すべきだということになれば、羊毛価格の低落だけから直営放棄を説明できるかどうかは疑問としなければならぬであろう。ウェールズのばあいには、イングリッドとは異なってこの時期にもなお地主の直接経営は拡大する傾向にあったといわれており、<sup>(3)</sup>このことはウェールズにおける経済の後進性(とくに借地農経営の未形成)と関係があると思われるが、そのことから逆に考えれば、イングリッドにおける地主大経営の後退は、農業経営における借地農と地主との競争の結果としての地主側の敗北をあらわしているとも考えられるであろう。いずれにせよ、スペンサー家を典型とする地主の大経営から、領主のブルジョア化<sup>(2)</sup>プロシア型の道について語ることはできない。一七世紀の三〇年代以降はスペンサー家も第一類型のベイコン家と同じように、土地に投資し、土地利回りにたよって生活する大地主に転化する<sup>(4)</sup>のである。

(1) Cf. M. E. Finch, *The Wealth of Fitz Northamp.*

*Wiltshire Families, 1510—1640*, Oxford, 1956, pp. 31, 35, 40, 46, 117, 129, 145, 154, L. Stone, *op. cit.*, p. 299, P. J. Bowden, *The Wool Trade in Tudor and Stuart England*, London, 1962, p. 7, J. Thirsk ed., *op. cit.*, pp. 675—676, J. T. Cliffe, *op. cit.*, p. 51.

(2) M. E. Finch, *op. cit.*, p. 48, n. 8.

(3) Cf. H. A. Lloyd, *The Gentry of South-West Wales, 1540—1640*, Cardiff, 1968, p. 81.

(4) Cf. M. E. Finch, *op. cit.*, pp. 48 et seq. なおこの時期の各種の価格の動きを指数でしめすと下記のとおりにある。

	価格指数 (1450—99=100)			
	羊毛	羊	家畜	穀物
1550—9	206	263	259	348
1560—9	205	312	281	316
1570—9	234	380	336	370
1580—9	225	392	352	454
1590—9	315	471	414	590
1600—9	348	495	451	560
1610—9	353	525	507	655
1620—9	354	557	524	642
1630—9	407	587	630	790
1640—9	396	681	667	786

cf. J. Thirsk ed., *op. cit.*, pp. 860—862.

地主は必ずしも自分の所有地のみで経営をいとなむと

はかぎらない。むしろこの時期には地主のかなりの部分が自分の所有地のほかに他人から土地を借りて、これを又貸しし、あるいは借地でみずから農業生産をいとなんでいた。これらは類型としては「又貸し型」および「借地経営型」と名づけることができるであろう。<sup>(1)</sup>

(1) ジェントルマンという肩書きをもつものの中には、自分の土地をほとんど、あるいはまったくもたずに、もっぱら借地で経営するものもふくまれていた。したがって吉岡氏のようにジェントリのなかにいくつかの範疇区分を設定しようとするならば、先にあげた四つ以外に、借地農という範疇を考えなければならないであろう。ただしこれは「地主」という概念からははみだしている。

借地をしているのは中小の地主にのみかぎられていたわけではなく、貴族や大地主のばあいでも、教会や国王やあるいは私人から土地を借りいれていることが多い。たとえばノーサンプトンのアイシャム家の一五七〇年代の収入内訳をみると、総収入四一四ポンドのうち一二〇ポンドは教区牧師領 (rectory) の定期借地による収入であって、かれはこの土地を直接経営していたらしく、農産物価格の騰貴によりその収入は増大したが教区牧師へは固定地代しか支払っていなかったため、「教会の犠牲

において」利益をえていたといわれる<sup>(1)</sup>。当時、教会領はほとんどすべて定期借地にだされており、それは直接に借地農が借りているばあいもあつたが、地主がその間に介入することも少なくなかつた。ヨークシャーとランカシヤの「国王派示談記録」をみると、こういう形の教会領借地をもつジェントリの数はかなり多い。国王領もまた大部分が定期借地にだされており、やはりノーサンプトンシャーのフィッツウィリアム家のばあいには、国王領を借りて又貸しにだしている<sup>(2)</sup>。ノーサンプトンシャーの革命期の王領地にかんするレナードの研究も、そこで又貸し関係が多かつたことを指摘している<sup>(3)</sup>。私人の土地の借地も数多くみられ、ウィルトシャーのペンブルック伯所領ではジェントリの称号を有する借地人が一二名あり、そのうち最大の面積をもつジョン・トゥググッドの保有地面積は五三三・五エーカーにたつた<sup>(4)</sup>。グロースターの小クリフトン・マナではマナ領主はサドラー家であつたが、ウィリアム・ニューズというジェントルマンが領主権をふくめてこれを一括賃借し、一二人の小作人に又貸ししている<sup>(5)</sup>。ノーサンプトンシャーのブルードネル家はもと修道院領であつたビギンというところの一二〇〇エーカーの牧草

地を借りうけ、ここで直接牧羊経営をいとなんでいたが、のちこれを貸出し、この土地の所有者がベドフォード伯に交わつてからも借地をつづけ、又貸しをおこなつていた<sup>(6)</sup>。こういう事例はひろいあげればまだまだたくさんあげることができるであらう。

(1) Cf. M. E. Finch, *op. cit.*, pp. 20—22.

(2) *Ibid.*, p. 121.

(3) Cf. R. Lennard, *Rural Northamptonshire under the Commonwealth*, London, 1916, p. 34.

(4) Cf. E. Kerridge ed., *Surveys of the Manors of Philip, First Earl of Pembroke and Montgomery 1631—1632*, Wiltshire Archaeological and Natural History Society, Records Branch, vol. IX, Devizes, 1953. 武鶴夫「一七世紀前半インタランド西部における農村構造」(『富山大学経済論集』第九巻四号、昭和三九年一月)三三一ページによると、このトゥググッドなるジェントルマンは「かなり大規模に牧羊ならびに耕作を営なみ、農業経営の改良にも積極的な意欲を示している富農的存在」と推定される。

(5) Cf. L. J. U. Way, *The 1625 Survey of the Smaller Manor of Clifton, Trans. Bristol & Gloucestershire Archaeological Society*, vol. XXXVI, 1913, pp. 220—250.

(6) Cf. M. E. Finch, *op. cit.*, pp. 135, 138, 147, 163.

この時期にこのような借地Ⅱ又貸しが何故ひろくおこなわれたのかということは、借地人が地主へ支払う地代額と又借り小作人から徴収する地代額との差から説明される。たとえば先にふれた小クリフトン・マナのばあい、ニュースがサドラーへ支払う地代はわずか一七ポンドであるが、かれが小作人から徴収する地代の総計は九四ポンド一〇シリリングにたっし、差額七七ポンドあまりが借地人ニュースのふところにはいる勘定となる。こういう事例もまたはなはだ多いのであって、とくに借地がたんなる土地、貸借でなく、領主権までふくむい、わゆる "sok and land lease" のばあいには、この差額はとりわけ大きいように思われる。この点でも、地主がみずからの土地の収益を完全に手中におさめることができず、借地人に中間搾取されているありさまがうかがえるのであるが、地主のなかには同時に借地人として他人の土地の収益の横どりに参加するものもあつたのである。支払い地代とうけとり地代との差がちぢまれば、こういう又貸し形態もまた消滅するであろう。

借地をみずから経営するばあいには、少し事情は異なる。借地を自己経営していることがはっきりとわかるケ

ースはあまり多くはないのであるが、たとえばケントのトック家のばあいはあきらかにそうであろう。トック家の会計記録をニコラス・トックが父の死によって相続財産を手にいれた一六二八年ごろについてみると、かれは自由保有地代 (free farm rent) および免役地代を計七ポンド一四シリリング九ペンス支払い、定期借地地代二四一ポンド一三シリリング四ペンスを支払っており、一方、一六二九年ミカエル祭当時の資産目録によると、家畜七一七ポンド二シリリング六ペンス、農作物七七三ポンド三シリリング、動産、地代、債権計三七六ポンド一四シリリング六ペンスをもち、また一六二七―二八年の賃金支払いは年雇一六人に五六ポンド一四シリリング四ペンス、日雇へ五三ポンド一シリリング八ペンス、合計一一〇ポンド六シリリングにおよんでいる。以上を総合すると一六二八年ごろのトック家の経営規模がおおよそ推定しうるであろう。すなわちそれは、面積の推定は困難ではあるけれども、おそらく数百エーカーの自由保有地をもち、さらにおそらくそれに倍する土地を借地し、数十名の労働者を雇備しつつここで家畜の飼育および穀物、ホップ、酪農製品などの生産をおこない、かつ小作人への貸付地を

(13) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

ももつという大規模な商品生産地主の経営である<sup>(1)</sup>。こ  
うトック家のような借地をふくむ大経営は、ケントで  
はこのほかにもみられるといわれているが、このことが、  
他州にくらべてジェントリの数が多く、その家系が古く、  
土地所有規模が小さく、早くから商品生産が発達してい  
たというケントの特殊性にもとづくことなのかどうかは、  
いまのところ、わたくしには不明である。しかし少なく  
ともここケントでは、農業への資本投下が経営規模の拡  
大の壁におつかって土地所有の集積<sup>(2)</sup>地主化へとゆがめ  
られてゆくのではなく、むしろ借地によっても経営拡大  
へむかってゆくという傾向がしめされている、<sup>(3)</sup>といっ  
てよさであろう。

(1) Cf. E. C. Lodge ed., *The Account Book of a Kentish Estate 1616—1704*, London, 1927. この史料はすでに竹内  
幹敏「ニューリタン革命の農業Ⅱ土地問題」(山田盛太郎  
編「変革期における地代範疇」岩波書店、一九五六年 所  
収)で分析されている。

(2) Cf. A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640—60*, Leicester, 1966, pp. 27—28.

(3) 州ごとのジェントリ数については、とりあえず G. E. Aymer, *The King's Servants, the Civil Services of Charles*

1, 1625—42, New York & London, 1961, pp. 325, 336.

しかしそれにもかかわらず、ケントにおいても市民革  
命以後は地主の直接経営は次第に影をひそめ、直営地の  
貸出しが一般化するようになった<sup>(1)</sup>。トック家のばあいも、  
革命中に日雇労働者の不足から直営地が縮小され、王政  
復古ののちいったんもとの規模にもどったが、一六八〇  
年にニコラスが死んでから直営地削減の方針がとられ、  
一六八五年にはゴディントンの自家農場以外はすべて貸  
出されてしまった。一八世紀のトック家は類型としては  
地代生活者型にぞくするものとなっていたようである<sup>(2)</sup>。

(1) Cf. A. Everitt, *op. cit.*, p. 326.

(2) Cf. E. C. Lodge ed., *op. cit.*, pp. xxvii—xxviii,  
xxxix. 革命中に地主経営がどういふ影響をうけたかは、  
別個に分析すべき課題であるが、たとえばミドルセクス伯  
の所領では、トック家とは逆に、小作人不足のために直営  
地を拡大したという。cf. M. Prestwich, *Cranfield, Politics  
and Profits under the early Stuarts*, Oxford, 1966, pp.  
568, 574.

最後に、以上の四つの類型のいずれにもぞくさないと思  
われる、いわば「自作農型」とでもいうべき地主経営  
があげられる。この典型は研究史のうえでは大へん有名

になっているパークシャのロバート・ローダーである。  
 ローダーの経営については、すでに小松芳喬、吉岡昭彦  
 両氏による詳しい分析があるので、<sup>(1)</sup>ここではくりかえさ  
 ない。ローダーのばあいはその所有地の貸付けをおこな  
 っておらず、その意味では地主というよりもむしろ自作  
 農といふべきであらうけれども、<sup>(2)</sup>ただ、吉岡氏がとくに  
 強調しているように、ローダーは一六一一年に自分の土  
 地の直接経営にのりだす以前には、その西耕圃の大部分  
 を折半小作に<sup>(3)</sup>だしており、そこから考えれば一六一一年  
 以降の直接経営は「地主手作り」<sup>(4)</sup>的性格のものと考えら  
 れること、また一六一一年以降も一六人のものから毎年  
 計五〇シリング一〇ペンス(のち五二シリング一〇ペン  
 ス)の免役地代をうけとっていることから、やはり地主  
 とみるべきであらうと思われる。ローダーはつねにこう  
 いう直接経営と請負小作ないし定額小作との損得の比較  
 を念頭におきつつ、経営をつづけているが、そのばあい、  
 かれが直接経営の利点としたことは土地や作物の管理に  
 細心の注意を払うことができ、最大限の収穫をあげうる  
 ということであり、逆にそのマイナス面と考へたことは、  
 賃金支出が高額にたつすることと労働者管理の難しさで

あった。ローダーの経営方針についてのこのような「動  
 揺」は、すでに吉岡氏によって指摘されているが、吉岡  
 氏はそのばあいローダーにとって「もはや寄生地主への  
 逆転は不可能であつて、ローダーは専ら後者の道(耕作  
 地主の方向——引用者)を選んだものと考えられる」との  
 べ、そこから、寄生地主→耕作地主というコースを「農  
 業経営近代化の一つのコース」として想定している。<sup>(5)</sup>ロ  
 ーダーの会計記録は一六一〇年から二〇年までのもので  
 あつて、それ以後においてかれが地主手作りをつづけた  
 のかどうかは、断定は不可能であるが、ヴィクトリア州  
 史によれば、ローダー家はこの会計記録が記載された当  
 時に所有していたプリンス・ハーウェル・マナを一七世  
 紀末に手放し、代わりに一六二六年に別の一マナを、さ  
 らに一七世紀末にパークシャ内で五つのマナを手にいれ  
 ているから、<sup>(6)</sup>おそらく、一七世紀末に手作り経営をやめ  
 て土地集積へむかつたのではないかと思われる。トック  
 家やローダー家の事例だけから一般論をみちびきだすこ  
 とはできないけれども、一七世紀前半の地主の直接経営  
 から一八世紀の農業経営近代化をみちびきだすことには  
 無理があるといわなければならない。

(15) イギリス絶対王政期の地主経営の諸類型

- (1) 小松芳喬「一七世紀の二圃農法」(「イギリス農業革命の研究」岩波書店一九六一年所収)、吉岡昭彦、前掲論文。
- (2) 同じく「ローマをシレントリではなくローマントムとする例もある。たとへば C. Wilson, *England's Apprenticeship, 1603—1763*, London, 1965, p. 125.
- (3) この時期の刈分小作の事例については E. Kerridge, *Agrarian Problems in the Seventeenth Century and after*, London, 1969, p. 52.
- (4) この免役地代がどの土地に対するものか、またローダーがどうゆう資格でこれをうけていたのかは不明であるが、これを支払っている人のリストをみると (cf. G. E. Fussell, ed., *Robert Loder's Farm Accounts, 1610—1620*, Camden 3rd series, vol. LIII, London, 1936, pp. 8, 37, 38) 兄弟や祖父や叔父が多く書かれているから、あるいは土地相続にともなう年金に類するものではないかとも思われる。なおローダーはこのほかに毎年一〇シリングのレントをうけていているが、これは地代ではなく家賃である。
- (5) 吉岡昭彦、前掲書 三四六ページ。
- (6) V. C. H., *Berkshire*, vol. III, pp. 282, 488, vol. IV, pp. 464—468, 530.

三 まとめ

以上の諸類型は、はじめにのべたように、貸付地と直

営地、自己所有地と借地という二つの規準をくみあわせて設定したものであって、ここからただちにこの時期の地主の性格が全面的に規定されるわけではない。むしろ本稿ではわたくしは、地主の性格をあらわす寄生的とか封建的とか近代的とかいう形容詞を用いることを、意識的に避けてきた。そういう性格規定をするためには、こういう形容詞の概念規定を正確にしておかなければかえって議論を紛糾させるだけだと思われたからであり、また全面的な性格規定のためには本稿で用いた視角以外に地代の問題や共同体的諸関係とのかかわりあいや雇傭労働の性格などというような、複雑で困難な論点をいれてこなければならぬからである。そういう意味でも本稿はまったくの予備的なスケッチに終わらざるをえないのであるが、しかしそれなりにいくつかの問題点をあきらかにすることはできたと思う。

何よりもまず注目しなければならないのはこの時期の地主経営の複雑多様な姿であろう。それは決して寄生的とかブルジョア的とかいうような一義的な規定をゆるすようなものではない。むしろここには、およそ地主経営のあり方として考えうべきあらゆる様相がしめされてい

るといってもよいであろう。このことはこの時期が封建制から資本制への過渡期であり、イギリス地主制の形成期にあたるということのとうぜんの結果であって、もともと一般的な意味での地主は広汎に存在するが、そのなかには封建的なものも過渡的なものも近代的なものも、寄生的なものも生産者のものも雑然とふくまれているのである。したがってそういう意味でも、ジェントリという階層について一様に語ることは無理があるといえよう。

しかしこの複雑な多様性のなかに、一定の方向性を見いだすことはまったく不可能なものではない。そのひとつは、とくに牧羊経営を中心とする人目をひくような地主大経営は、決して地主制発展の基本方向ではなく、この時期に一時的にみられた現象だということであろう。それはおおよそ市民革命期までに姿を消してゆく過渡的形態であって、それがこの時期にかなり大規模にあらわれ

たことの理由、およびそれが消滅していくことの理由はなお十分にあきらかではないけれども、資本制的農業経営がこういう地主直営につながるものではないということとは、ほぼ疑いえないところであろう。

地主経営の基本的な方向は地代生活者型というべき類型のうちにあらわれている。この時期にすでに、あるいはおそくとも一七世紀の末ころまでに、この傾向はかなりはっきりしてきており、そういう意味で地主経営の多様性は市民革命を経過した時点で、単純化してくるといえるであろう。借地Ⅱ又貸しという重層的な関係や、地主が同時に借地経営をもいとなむというような形態も、おそらくはつぎの段階では姿を消してゆくことであろう。ピューリタン革命と名誉革命とがこういう地主制の変質過程のなかでどういう意味をもったのか、この問題がわたくしのつぎの課題でなければならぬ。

(東京教育大学助教授・一橋大学助教授)